

■ 教員紹介

井上 健一 教授

専門分野：商法

研究内容 商法全体を広く研究しているが、特に会社法における株主有限責任制度の機能と歴史的な発展、法人税法と会社法との錯綜、商取引法におけるフランチャイズなどの中間的な業者による取引、そして保険契約法の解釈問題全般に興味を持ち、研究を進めている。アプローチとしては法と経済学を主として採り、法制度の意味をミクロ経済学的、特にゲーム理論の立場から把握しようと試みている。

商法は会社法をはじめとして、現実のビジネス活動との関係で不断に変化する法分野である。そのために、「現実」を常に意識する必要があるが、しかしいわゆる「ドクマーティク」を、あえて考える必要もあるのではないだろうか。自己完結的な「法的」な論理を、探求していくという作業も研究生生活の中で行っていきたいと思います。

- 研究業績**
1. 「売買契約締結過程における売り手の情報開示義務・経済学的分析」『武蔵大学論集』47巻1号69-80p. (1999)
 2. 「19世紀後半のイギリス株式会社における株主有限責任の展開」『武蔵大学論集』47巻3/4号525-539p. (2000)
 3. 「企業分割税制における株主の投資の意義－米国国内歳入法典三五五条(e)を端著として」落合誠一先生還暦記念論文集『商事法への提言』(2004)
 4. 「米国におけるLLCと法人格否認－出資者有限責任の再考－(1)(2・完)」『武蔵大学論集』53巻1号23-45p.,同2号(2005)
 5. 「小規模企業組織における法人格の逆否認」江頭憲治郎先生還暦記念論文集『企業法の理論』(2007)

岡田 好弘 准教授

専門分野：民事訴訟法（民事執行法）

研究内容 民事裁判に関する法律のうち、特に民事執行法を中心とした研究をしています。とりわけ現在は、執行対象物に留置権などの担保権が存在していた場合の諸問題について研究しています。また近年は、裁判制度全般にかかわる諸問題についても広く関心を持っています。

- 研究業績**
1. 「不動産に対する商事留置権の成立」駒澤法学51号(2014)
 2. 「民事裁判手続における電子署名法の問題点」青森大学研究紀要27号(2004)
 3. 「手形取立金に対する商事留置権の成否」宇都宮共和大学論叢13(2012)

熊谷 芝青 教授

専門分野：民法

研究内容 近代民法の3大原則のうちの一つである、契約自由の原則は、個人意思の自由と、それに基づく自己決定を前提とする。その結果として、自己責任を伴う。この自己決定と自己責任を内容とするのが、私的自治である。しかし高度な経済発展に伴い、自己決定がないがしろにされ自己責任のみが強調される傾向が近年高まっている。このような状況下で、学理上、自己決定の側面をどのように回復することができるか、についてドイツ・フランスの学説を参考にしながら、検討したいと思っている。

- 研究業績**
1. 「日本民法における『無効及び取消』」早稲田大学法学会誌42号 1992年
 2. 「フランス民法における『無効』と『不成立』の関係」『高島教授古稀記念論文集』(成文堂)1993年
 3. 「ドイツにおける方式無効判例の展開」高知短期大学『社会科学論集』69号1995年
 4. 「契約の法政策的存在意義」『伊藤進教授古稀記念論文集』(第一法規)2006年

坂本 達也 教授

専門分野：商法

研究内容 主に会社法における諸問題について研究している。特に支配会社および従属会社間における従属会社の債権者または少数株主保護について、イギリスを中心に欧米諸国の会社法と日本の会社法の比較、検討をし、日本法の示唆を得るという研究を主に行っている。支配従属会社間における従属会社の少数株主保護との関係では、支配会社による従属会社への不当な影響力行使があった場合における責任制度、そのような影響力行使があったのかどうかを発見するための制度、少数株主が自己の請求に基づいて従属会社から退出するための制度が必要であろう。これらの制度について、上述のような比較法による研究活動を行っている。

- 研究業績**
1. 「影の取締役の基礎的考察」多賀出版(2009年)
 2. 「支配従属会社間の組織再編における従属会社の少数株主保護」駒澤法学18巻1号78(23)頁～50(51)頁(2018年)
 3. 「従属会社の少数株主の退出に関する考察」静岡大学法政研究20巻4号1(160)頁～30(131)頁(2016年)

篠原 信貴 教授

専門分野：労働法

研究内容 労働条件変更と雇用保障をテーマとしている。就業規則の不利益変更による労働条件変更はいかなる要件のもとに許容されるか。限定正社員や有期契約労働者に対してはどのような雇用保障が適切か。両者の関係はどのように解すべきか。

- 研究業績**
1. 「有期労働契約の中途解約と雇止めをめぐる一考察」季刊労働法 212号 労働開発研究会 2006年
 2. 「就業規則に基づく労働条件の不利益変更に関する一考察(1)～(3)」同志社法学 324,325,327号 同志社法学会 2008年
 3. 「『多様な正社員』に対する雇用保障」日本労働研究雑誌 636号 労働政策研究 研修機構 2013年
 4. 「不更新条項とその解釈」季刊労働法 242号 労働開発研究会 2013年
 5. 「有期雇用」講座労働法の再生 6巻 日本評論社 2017年

竹中 智香 教授

専門分野：民法（仏民法典を参照にした夫妻財産関係）

研究内容 わが国の民法典には夫婦財産制を規定する条文がわずか3ヶ条しか用意されていないため、条文の解釈をめぐって多くの疑義が生じている。一方、フランス民法では195条もの条文により夫婦間の財産関係が規定されているが、わが国ではフランス民法における夫婦財産制の網羅的な研究は未だ進んでいない。フランスの夫婦財産制を精査し参照することで、いわゆる「白地規定」であるために、問題の解決が当事者の協議に任されているという、わが国の夫婦財産制における最大の問題点をいかに改善できるか、検討を続けている。

- 研究業績**
1. 「家族の利益を保護する緊急措置(フランス民法220-1条～220-3条)(上)」駒澤法学第6巻第3号29～58頁, 2007年3月
 2. 「フランス民法典『夫婦間の贈与取消権』に関する一考察」名古屋大学法政論集第227号709～730頁, 2008年12月
 3. 「夫婦間の契約取消権・再考」駒澤法学第14巻4号29頁～51頁, 2012年3月
 4. 「家族の利益を保護する緊急措置(中)」駒澤法学第14巻4号29頁～51頁, 2015年3月
 5. 「プロセス講義 民法Ⅵ 家族」後藤巻則・滝沢昌彦・片山直也編(共著), 信山社, 2016年6月
 6. 「婚費支払の始期と算定表を超えて考慮すべき特別事情」民商法雑誌第154巻第3号620頁～628頁, 有斐閣, 2018年8月

| | |
|------------------|--|
| 中田 英幸 准教授 | 専門分野：民法（特に担保物権）、信託法 |
| 研究内容 | 英米法に由来する信託法が存在することが、大陸法系に属する日本の私法に対してどのような影響があるかを考察する。信託法は、一人が信託財産と固有財産という2つの財産を有することや、信託違反に対する受託者の処分取り消しなど、非常に特殊な法律効果を規定している。このような効果の根拠を探ることによって、信託の内在的發展を目指すとともに、民法の基本原則・体系的の持つ意味を明らかにすることによって、民法の発展にも寄与する。 |
| 研究業績 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 「抵当権に基づく賃料債権への物上代位に関する一考察」『法学』（東北大学）69巻2号，2005年 2. 『ドイツ信託法理－日本信託法との比較』東北大学出版会，2008年 3. 「賃貸不動産の信託と敷金契約の承継」（『新信託法の理論分析』），2010年 4. 「倒産法における信託の導入と私法の発展」（『信託法制の展望』所収），2011年 5. 「私的整理と信託」駒澤法学11巻3号，2012年 |

| | |
|------------------|---|
| 中濱 義章 准教授 | 専門分野：商法 |
| 研究内容 | これまでは、主に、手形法・小切手法の分野における日米法制の比較研究および国際手形条約の研究を行ってきました。近時は、手形小切手の利用が減少していますが、振込や振替などの電子決済が急激に増加しており、電子記録債権や電子マネーの普及などによって、新たな決済手段の利用が拡大しつつあります。これらの新しい決済方法について、既存の手形小切手法理がどこまで活用できるのか、あるいは、新たにどのような法制度が必要となるのか、といった点に興味を持っています。 |
| 研究業績 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 「手形要件の記載方法と変造」『三重大学法経論叢』，19巻1号（2001） 2. 「手形の偽造と損失の分配－UCCにおける法的処理を中心として－」『法学新報』，108巻11，12号（2002） 3. 編集代表福原紀彦『企業法務戦略』（第2章 1. 各種企業組織と法－会社法と法務戦略）共著，中央経済社（2007） 4. 西脇敏男編著『新・会社法講義31講』（第23講社債，第24講新株予約権，第25講組織再編と親子会社，第26講会社の合併）共著，八千代出版（2007） 5. 宮島司編著『現代会社法用語辞典』（10項目執筆）共著，税務経理協会（2008） |

| | |
|-----------------|---|
| 福田 誠治 教授 | 専門分野：民法 |
| 研究内容 | 主要テーマは2つある。その第1は、多数当事者の債権関係（保証や連帯債務）であり、これとの関係で、「共同抵当による代位と弁済者代位の対比」・「債務消滅事由」・「委任・組合契約と事務管理・不当利得の対比」・「共同不法行為」・「共同相続」を研究している。第2の主要テーマは、担保物権法であり、具体的には、権利実現手続（任意売却・強制執行・倒産処理手続）が担保権に及ぼす影響を研究している。 |
| 研究業績 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 『保証委託の法律関係』（2010年9月） 2. 「濼除に代わる新たな制度の研究」帝塚山法学6号219～248頁（2002年3月） 3. 「担保者相互間における求償とその求償期待の保護」『日本民法典と西欧法伝統』443～471頁（2000年2月） |

| | |
|-----------------|--|
| 間瀬 清史 教授 | 専門分野：民事訴訟法 |
| 研究内容 | 現在は、第三者の訴訟参加に関する研究を行っています。日本の現行民事訴訟法（とその解釈論）によれば、第三者の訴訟参加制度としては、補助参加、共同訴訟的補助参加、共同訴訟参加、独立当事者参加及び訴訟告知が認められていますが、これは諸外国の訴訟参加制度と比べても豊富なメニューを用意していると言えます。ただ、それだけに、各制度の内実や相互関係などについては、いまだ未解明の部分も少なからず存在します。そこで、さしあたり、各参加制度の内実を明らかにすることを目指して研究活動を行っています。 |
| 研究業績 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 「固有必要的共同訴訟の成否（3）－共同相続人に対する訴え」『民事訴訟法判例百選【第5版】』有斐閣（平成27年） 2. 「補助参加の利益」『判例講義 民事訴訟法【第3版】』，弘文堂（平成31年） 3. 「被保全権利の不存在を理由とする仮処分命令取消しと間接強制金の不当利得」『民事執行・保全法判例百選【第2版】』有斐閣（平成24年） 4. 『法学講義 民事訴訟法』共著，弘文堂（平成30年） 5. 「行政事件訴訟二二条により訴訟参加することのできる第三者が民事訴訟法上の補助参加をした場合の取扱い」『法律時報別冊・私法判例リマックス49号』日本評論社（平成26年） |

| | |
|------------------|--|
| 三浦 康平 准教授 | 専門分野：商法、金融商品取引法 |
| 研究内容 | 金融仲業者の法規律のあり方について研究しています。特に、集団投資スキームのガバナンスはどうあるべきなのかということについて考えています。ガバナンスつながりで株式会社の業務執行機関と監督機関の制度設計についても研究しています。最近では集団投資スキームつながりということで、匿名組合や合同会社の研究も始めました。 |
| 研究業績 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 「米国一九四〇年投資顧問法における投資顧問の定義について（一）～（四）完」，同志社法学330号，同331号，同333号，同334号，2008～2009年 2. 「独立取締役の役割－米国一九四〇年投資会社法を素材として」，同志社法学338号，2009年 3. 「出資の払戻しルール合理性——商法第542条を素材として——」駒澤大学法学研究紀要第71号，2013年 4. 「fi duciaryとしての銀行——Common Trust Fundにおける払戻しルールを中心に——」駒澤法学13巻4号，2014年 |

| | |
|------------------|---|
| 向田 正巳 准教授 | 専門分野：民法 |
| 研究内容 | 主な研究分野は不法行為法ですが、近年は労務供給契約論を中心に、契約法の分野にも研究範囲を広げています。不法行為責任と契約責任の基礎を明らかにし、近代市民法学を再構築することを目指して研究しています。 |
| 研究業績 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 「過失責任における有責性原理－具体的過失など具体的事情とそれを前提とする心理的可責性－」『一橋研究』23巻3号，1998年 2. 「過失責任の危険責任化について－労災における使用者の労働者に対する注意義務を中心にして－」『一橋研究』23巻4号，1999年 3. 「過失相殺における不注意について－危険引き受けなど被害者の心理的可責性と義務違反－」『一橋研究』24巻1号，1999年 4. 「第三者の過失と被害者側の過失について－安全配慮義務における履行補助者と共同雇用原理によせて－」『一橋研究』24巻3号，1999年 5. 「雇用契約，労働者の範囲と労務サービス契約法の基礎，沿革についての素描－雇用，請負，委任の区別と労働者でない者の結ぶ労務供給契約について－（一）（二）」『九州国際大学社会文化研究所紀要』56号，同57号，2005年 6. 「労務サービス契約法について」『季労』215号45-54頁，2006年 |